

緊急提言

教育基本法案の本当の大問題

— 7条分の増加(全11条→全18条)の中に何が隠されているか —

現行の教育基本法は全11条、そして改正案は全18条と、7条増えています。国会やマスコミでも話題はもっぱら「愛国心」ですが、この7条分の中には実は大問題が隠されているのです。

問題の中心は「教育振興基本計画」です。これは、小さな政府や地方分権の流れに真っ向から反するものです。

かつて教育基本法改正に消極的だった文部科学省が、改正推進にまわった背景にはこの振興基本計画の策定があるのは明らかでしょう。「愛国心」にとどまらず、教育基本法改正が将来に禍根を残すことがないように、参議院での審議の中できちんと議論を行う必要があります。

教育振興基本計画の問題点

◆文部科学省のコントロール強化(小さな政府に逆行)

- 一旦法律ができるとその運用は文部科学省の手に委ねられてしまう。(大学の法人化がいい例。)

(注1) 教育基本法改正案 第17条

「政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め…」

◆地方分権の流れに真っ向から逆行

- 地方公共団体は国に従う旨を指示している。

(注2) 教育基本法改正案 第17条第2項

「地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう…」

◆官が家庭教育や幼児期の教育にまで介入できるようになる

- 新設される「家庭教育」「幼児期の教育」などの条項と相まって、生涯をとおして家庭にまで教育行政が介してくる恐れがある。

<お問合せ>

構想日本／西田、喜多

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-11-2 渡辺ビル3F

TEL 03-5275-5607 FAX 03-5275-5617

E-mail: kita@kosonippon.org <http://www.kosonippon.org>

※データの変更に関するお問合せは以下までお願い致します(担当:木下)

TEL:03-5275-5665 FAX:03-5275-5605 MAIL: kinoshita@kosonippon.org